

令和3年1月

保護者の皆様

川崎市立川崎高等学校
校長 高井 健次

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における児童生徒の健康管理について

新型コロナウイルスの感染拡大防止について、保護者の皆様には生徒の健康観察へのご協力をいただきありがとうございます。

生徒の健康管理につきましては、市の教区委員会の指示に基づき、ご家庭における毎朝の健康観察（検温等）、登校時の健康チェック、生徒や同居のご家族の方に発熱等の風邪症状が見られる場合の自宅休養などをお願いしているところですが、1月7日に発令された緊急事態宣言を受けて、引き続き、次の事項についてさらなる徹底とご協力をいただきますようお願いいたします。

【日常の感染症対策について】

- 手洗い咳エチケットなどの基本的な感染症対策をお願いします。
- 必ず登校前に生徒の健康状態（発熱、咳などが無いこと）を確認してから登校させてください。
- 1. 生徒または同居の家族の方に発熱等の風邪症状が見られる場合
2. 生徒または同居の家族の方が新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合
3. 生徒または同居の家族の方が感染者の濃厚接触者となった場合
4. 生徒または同居の家族の方がPCR検査を受検することになった場合

上記の場合、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

※その他、ご不明な点がある場合は、登校前に電話にて学校へご相談ください。

【マスクの着用について】

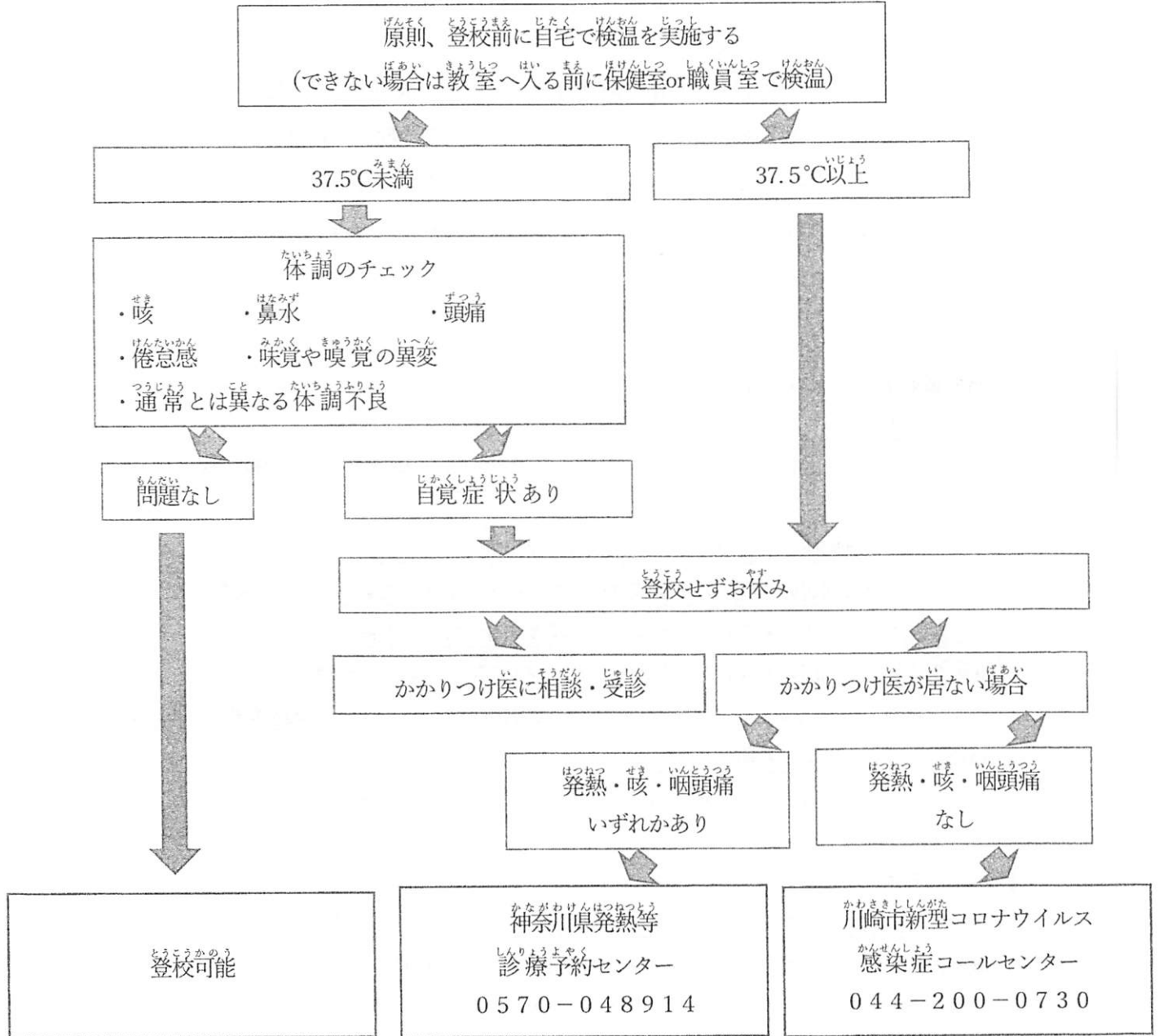
- 学校教育活動においては、原則として感染症予防の観点からマスクを着用します。
- 健康被害が発生する恐れのある場合や、人と十分な距離を確保できる場合についてはマスクを外すことも考えられますが、マスクを外した場合は「人と十分な距離を保つ」「近距離での会話を控えるようにする」等の配慮をするように、引き続き、ご家庭でもお話しください。

連絡先：川崎市立川崎高等学校定時制 電話044-244-4981

健康チェックについてのお願い

日頃よりご家庭での生徒の健康観察、健康管理にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。本校では、生徒登校時の健康チェックを行ない、安全な学校生活が送れるよう、感染症予防に努めています。

神奈川県が11月2日に「発熱等診療予約センター」を開設したことから、川崎市も相談窓口の体制が一部変更になっています。冬季になり、感染症が流行しやすい時期になりますので、発熱や体調不良が続く場合には、かかりつけ医に連絡をし、相談をして頂きますよう宜しくお願いたします。かかりつけ医が居ない場合、もしくは休診の場合は下記のフローチャートを参照し、該当するセンターへご相談ください。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いたします。



【体調不良による欠席及び早退した場合の翌日以降の登校について】

- ・翌日までに解熱・体調が回復した場合は、登校前の健康チェックののち、通常通り登校することができます。
- ・翌日の時点で発熱が継続している場合や体調不良がある場合には、登校せずお休みください。解熱後または体調回復後、1週間はご家庭で健康観察を行っていただき、発熱及び症状が無い場合は登校を再開してください。